

飛行クラブ「エアロ・フリューゲル」規約

第1条 (名称)

本会は、「エアロ・フリューゲル (“Aeroflügel”）」と称する。

第2条 (目的)

本会は、空に憧れ、航空機を愛する者同志が大空への夢を共有し、航空機に親しみ、また親しむ機会を提供するとともに、航空機操縦の知識、技術等の向上を目指し、空の安全と健全な心身の育成に努めることを目標に、収益を目的とせず活動する。

第3条 (組織)

本会には、会長1名、運営委員若干名、事務局をおく。

第4条 (事務局)

本会の事務局は、下記におく。

〒547-0006 大阪市平野区加美正覚寺2-10-29 MKビル2階

☎ 090(5121)4211 ・ 090(9112)3175 / FAX 06(6795)2335

e-mail: aerofl@docsky.net

<http://www.docsky.net/4091/>

第5条 (運営)

本会の運営は、特別会員で構成された運営委員会で決定し、事務局が統括して実施するものとする。

第6条 (入会資格)

本会の目的に賛同する者であって心身健全にして善良な市民であること。国籍、性別、年齢は問わない。

第7条 (入会手続き)

本会に入会を希望する者は、下記の手続きを行わなければならない。

- (1) 所定の申し込み用紙に必要事項を記載し、本会事務局に提出し承認を得ること。
- (2) 入会が承認された者は、遅滞なく所定の費用を納入すること。
- (3) 体験会員は、所定の申し込み用紙に必要事項を記載し、本会事務局に提出し承認を得ること。

第8条 (入会金および会費)

- (1) 入会金は、別途定める金額とし、入会後は理由の如何に拘らず、これを返還しない。
- (2) 会費は、飛行時間に基づいて別途(*)定める航空機使用料等の金額とする。
- (3) 入会金、会費等は、公租公課の変動により変更することがある。
- (4) いずれの費用も所定の銀行口座への振込をもって納入するものとする。

第9条 (会員・会員の権利)

- (1) 第7条により承認を得たものを会員とする。
- (2) 会員は特別会員、正会員、準会員で構成する。特別会員は、機体所有者および専任教官とし、その他を正会員、体験希望者を準会員とする。

- (3) 正会員、準会員は、入会承認と同時に機体所有者との間で、航空機の借用契約が成立したものとみなし、第8条に定めた会費を支払うことによって、本会に管理委託された航空機を利用できるものとする。

第10条 (会員資格)

会員資格は、譲渡もしくは相続できない。

第11条 (会員の義務)

会員は、本規約ならびに航空法およびその関連法規を遵守しなければならない。

第12条 (会員資格の停止・喪失および退会)

- (1) 本会の目的に反する言動に対しては、会員資格の停止、喪失をもって対処する。
(2) 会員が退会の意思表示をしたとき、死亡したとき会員資格は消滅する。

第13条 (会員の除名)

以下の条項に抵触する場合は、会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つけたとき。
(2) 航空法およびその関連法規、その他の諸規則に違反したとき。
(3) 本規約に定める諸費用の支弁を著しく滞納したとき。
(4) その他、本会の運営に支障をきたす言動を認めたとき。

第14条 (本会専用航空機)

本会は、特別会員の所有する航空機を本会専用機として借用し管理運用する。

第15条 (本会専用機の利用)

本会専用機の利用は、本会ウェブ上もしくは電話 (FAX を含む) 連絡による予約をもって行い、その調整は事務局が行う。ただし、特別会員の使用は、本会会員の予約に優先するものとする。

第16条 (航空機の運航)

航空機の運航に際しては、当該航空機の飛行規程、航空法およびその関連法規を遵守して安全運航に努めるものとする。

原則として、有資格者にあっても、本会の専任教官の同乗とする。ただし、専任教官の審査を受け事務局が許可した場合は、条件を付して機長運航ができるものとする。

無資格者で操縦練習をしようとする者は、有効な航空機操縦練習許可書を保持しているものに限り、専任教官の指導のもとでのみ練習飛行できるものとする。

第17条 (航空保険)

本会専用機には危険回避を担保するため、第三者損害賠償保険 (3億円)、座席保険 (2,000万円×2席) ならびに機体保険 (査定額) の航空保険が付保されている。搭乗者保険については、航空機使用者の責任で相当の保険契約を行うものとする。

第18条 (運航責任)

専属教官の指導下における航空機運航中の事故については、故意によるものを除いて、その責は問わない。ただし、専属教官の責を問えない場合や機長として運航していた場合の事故、機体損傷については第17条に定める航空保険の免責額 (10万円) の負担を求め、その他については当該航空保険を適用するものとする。

ただし、事故の賠償額が当該航空保険の補償額限度を超える額については会員個人の負担で、その処置は自己の責任において行うものとし、機体提供者、本会の関与は求めないものとする。

第 19 条 (その他)

- (1) 本規約の定めがない事項については、その都度運営委員会で協議し決定するものとし、詳細については細則に定めるものとする。
- (2) 本規約は、必要に応じて運営委員会で協議のうえ、改定、追加、削除することができる。

第 20 条 (発足年月日)

本会（「エアロ・フリューゲル」）発足は、2012 年 10 月 1 日とする。

附 則